

単価契約仕様書

環境政策局西部まち美化事務所
(担当：前田、才田 電話：882-5787)

件名	レギュラーガソリン及び軽油
形状・寸法	スタンドでの給油
予定数量	レギュラーガソリン 6,000リットル 軽油 50リットル
契約期間	令和8年10月1日～令和8年12月31日
契約条件	1 給油量の管理 給油カード（29台）により管理すること。 2 給油対象車両 別紙車両リストのとおり。 なお、受託者は対象車両分の給油カードを発行することとし、車両変更及び新車配備の際は、迅速に対応すること。 3 支払方法 月末〆とし、請求書受領後30日以内に支払うこととする。 4 その他 (1) レギュラーガソリン・軽油の給油及び窓拭き等を含み、洗車等その他の業務を含まない。 (2) 給油はセルフ方式でないこと。 (3) 給油所は、西部まち美化事務所から半径1km以内とする。 (4) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 (特記事項) 1 落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラー又は軽油現金価格における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額（契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。）を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。 2 1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納

	品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。
--	---

別紙 令和8年度給油車両リスト

No.	車両番号			
1	京都	480	こ	8037
2	京都	480	す	2702
3	京都	480	ち	3924
4	京都	480	い	3244
5	京都	480	く	9248
6	京都	480	き	1251
7	京都	480	ち	3925
8	京都	480	て	5986
9	京都	480	い	3609
10	京都	480	き	1375
11	京都	480	く	9109
12	京都	480	こ	8029
13	京都	480	せ	7241
14	京都	480	ほ	9878
15	京都	480	ほ	9880
16	京都	480	ま	9132
17	京都	480	ま	9674
18	京都	480	な	5585
19	京都	480	せ	7243
20	京都	480	せ	7244
21	京都	41	も	9299
22	京都	480	き	1439
23	京都	480	ふ	6781
24	京都	480	み	9779
25	京都	480	み	9780
26	京都	480	な	9405
27	京都	480	な	8611
28	京都	480	み	3336
29	京都	34	に	4701